

(12) 土木学会における公的研究費等の適正な管理、運営のための行動規範

2020年1月17日 制 定

公益社団法人土木学会（以下「学会」という。）は、公的研究費等(平成26年8月26日文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の対象となる競争的資金をいう。以下同じ)が国民の貴重な租税により賄われる公金であることを常に念頭に置き、学会における適正な管理・運営体制を整備し、資金の不正使用を誘発する要因を除去し、学術研究の発展を願う国民の負託に応えるとともに、研究機関としての学会の責務を果たすため、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

1. 適正な公的研究費等の使用

構成員は、学会の研究活動における研究費が、公的研究費等により支えられていることを踏まえ、研究費ごとに定められた補助条件や使用ルール等を遵守しなければならない。

2. 不正使用の防止

構成員は、公的研究費等の不正使用が、学会はもとより、研究活動に関わる全ての者に多大な影響を及ぼすものであることを十分認識の上、公的研究費等の使用にあたらなければならない。

3. 不正行為の防止

構成員は、研究活動において、研究成果ならびに執行書類の捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。また、研究データや研究資料等の適切な管理や保存によって、研究環境を整備し、研究成果の信頼性を十分に確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力を怠ってはならない。

4. 守秘義務の厳守

構成員は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報等の保護に努めなければならない。

5. 差別の排除

構成員は、研究活動において、個人の自由と人格を尊重し、人種、性、地位、思想・宗教などにより差別をしてはならない。

6. 説明と公開

構成員は、学会の諸規則に則り、自らが携わる研究の意義と役割を積極的に説明し、その研究が社会に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その成果を中立性・客観性をもって公表、普及に努めなければならない。

以上

(注) 構成員とは、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月15日改正）文部科学大臣決定）に準じ、本会に所属する会員、職員及び関連する者とをいう。）

附則（2020年1月17日 理事会制定） この行動規範は、2020年1月17日から施行する。